

(別紙) 居宅介護支援費の算定に係る特定事業所集中減算の取り扱いについて

1. 特定事業所集中減算について

毎年度2回の判定期間に作成された居宅サービス計画のうち、対象となるサービスのいずれかで、同一法人が開設する事業者によって提供されたものの占める割合が80%を超えている場合には、正当な理由がある場合を除き、減算適用期間の全ての居宅介護支援費が1月200単位/件の減算となります。

対象となるサービス・・・訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護

2. 判定の方法について

- (1) 判定は、毎年度2回（前期・後期）行います。
- (2) 全ての居宅介護支援事業者は、居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る判定様式（以下「判定様式」という。）により判定を行い、判定の結果が80%を超えた場合は、正当な理由の有無に関わらず判定様式を市に提出してください。なお、判定様式は田辺市やすらぎ対策課指導係のホームページ(<https://www.city.tanabe.lg.jp/yasuragi/shidou/index.html>)からダウンロードできます。

判定様式については、市への提出の要否にかかわらず作成し、判定期間後の減算適用期間が完結した日から5年間保存してください。（運営指導の際に確認する場合があります。）

新規指定を受けた居宅介護支援事業所については、判定の結果にかかわらず、指定を受けた年月日が属する判定期間の判定様式を市に提出してください。

区 分	判 定 期 間	報 告 期 限	減算適用期間
前 期	3月1日～8月末日	9月15日まで	10月1日から3月31日まで
後 期	9月1日～2月末日	3月15日まで	4月1日から9月30日まで

3. 具体的な計算式

対象となるそれぞれのサービスにつき、次の計算式により計算し、いずれかのサービスの値が80%を超えた場合に減算となります。

当該サービスに係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数÷当該サービスを位置付けた計画数

※「紹介率最高法人」・・・最も多く居宅サービス計画に位置付けられている法人

4. 正当な理由について

80%を超えたことについて、次の（1）から（8）のいずれかに該当する場合は、正当な理由があるものとして、特定事業所集中減算の対象外とします。なお、正当な理由がない場合は判定様式と併せて減算に係る届出も提出してください。

【正当な理由】

- (1) 居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に、特定事業所集中減算の対象となるサービス事業所が、各サービス種類ごとでみた場合に5事業所未満である場合。

※ 事業所数については、各々の判定期間の最初の月の初日で判断します。

(2) 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合

(3) 「過疎地域自立促進特別措置法」（平成12年法律第15号）により過疎地域の指定を受けている次の地域に所在する事業者である場合。

旧龍神村、旧中辺路町、旧大塔村、旧日置川町、すさみ町、旧本宮町、旧南部川村

(4) 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画数（給付管理を行った件数）が20件以下である場合。

(5) 判定期間の1月あたり居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が1月あたり平均10件以下である場合。

(6) 利用者の希望等を勘案した結果、特定の事業者集中していると認められる場合。

- ・ 正当な理由が(6)によるときは、当該理由を記載するほか、居宅サービス計画を作成する際の利用者への訪問介護等のサービス事業所の紹介方法も併せて判定様式の正当な理由の欄などに記載してください。この場合、利用者が訪問介護等のサービス事業者を選択・決定する際に、適切に訪問介護等のサービスが選択・決定されたことがわかる書面【挙証資料】（利用者が当該訪問介護等サービス事業者を選択した理由等が記載されており、利用者の署名があること）の写しを必ず提出してください。

（※ 提出された挙証資料の内容によっては、挙証資料の追加提出を求めたり個別のヒアリング等を実施する場合があります。）

- ・ 利用者の心身の状態等から利用者自身が署名することが困難である場合は、当該利用者の家族等の署名で差し支えありませんが、利用者の家族等が署名した理由を記載してください。なお、過去に利用者の署名のある書面の写しを提出している利用者については、新たに当該書面を提出する必要はありませんが、判定期間の利用者全員の一覧表を作成し、当該利用者名の横に「挙証資料提出済」と記載の上、提出してください。

また、すでに契約が終了した利用者についての挙証資料の提出も不要ですが、判定期間の利用者全員の一覧表を作成し、当該利用者名の横に「契約終了年月日」を記載の上、提出してください。

(7) 休廃止した居宅介護支援事業所から、判定期間内において、利用者の引継ぎが行われた居宅介護支援事業所。

なお、当該引継ぎの結果、80%を超えた場合に減算の対象外とする趣旨であるため、引継ぎに関係なく80%を超えている場合は、他に正当な理由がなければ減算の対象となるので注意すること。

(8) 判定期間中に、新規指定を受け、または再開、休廃止した居宅介護支援事業所。

5. 正当な理由の取り扱いについて

「正当な理由」の取り扱いについては、今後、変更する場合があります、取り扱いを変更した場合は、その都度各指定居宅介護支援事業所開設者あてに通知します。